

第39回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R3.10.22・書面開催) 結果

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和3年10月25日(月)から令和3年10月30日(土)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

※劇場等については下記のとおりとする。

【人数要件】5,000人又は収容定員の50%(かつ10,000人以下であること)のいずれか大きい方

①大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの:収容定員の「100%」

②大声での歓声・声援があることが想定されるもの :収容定員の「50%」

→「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とする。

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

※事前相談(全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントが対象)及び事後フォローアップについて

・主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること

・主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出すること

【期 間】令和3年10月31日(日)から

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 屋内施設及び屋外施設の取扱いについて

【期 間】令和3年10月25日(月)

施設を使用する場合は、主催者などに対して徹底した感染防止対策を行うよう、引き続き要請する。

◇以下の感染防止対策を徹底する。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策